

窓口でお支払いが必要な場合

お支払いと助成申請書の提出が必要です

全ての方

- ①受給者証を忘れた場合。
- ②受給者証に「償還」と書かれている場合。
- ③受給者証に書かれた保険証の番号と手持ちの保険証の番号が違う場合。
- ④柔道整復（マッサージやハリ・灸等や接骨院等での治療）を受けた場合。
- ⑤医師の処方を受けて治療用装具を購入した場合。

国民健康保険の方

- ⑥福島県外の病院で診療を受けた場合。
- ⑦1つの医療機関で1ヶ月（1日～31日までの間）のお支払い合計が21,000円を超えた場合、もしくは透析を受けている場合は「高額療養費支給申請書」を医療機関に提出してください。※提出がない場合、医療費をお支払をいただく場合があります。

後期高齢医療保険の方

- ⑥福島県外の病院で診療を受けた場合。
※事前に「後期高齢者医療高額療養費支給申請書兼受領委任同意書」を記入し、障がい者支援課へ提出してください。

社会保険の方

- ⑥福島県外の病院で診療を受けた場合。

国保組合の方

- ⑥福島県外の病院で診療を受けた場合
- ⑦1つの医療機関で1ヶ月（1日～31日の間）のお支払い合計が21,000円を超えた場合。もしくは透析を受けている場合。
※月の途中で21,000円を超えた場合、遡って医療費をお支払いただくこととなりますので、ご了承ください。